とちの環県民会議 プロジェクト運営要領

（目的）

第１条　この要領は、とちの環県民会議規約（以下「規約」という。）第 ２５ 条（４）に基づきプロジェクトの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（プロジェクト）

第２条　プロジェクトとは、規約第４条（１）～（４）の活動のうち、会員等が企画・立案した活動で、そのプロジェクトに完遂の見込みがあり、運営委員会で承認を得た活動をいう。

２　プロジェクト活動を希望する会員等は、「別紙1 とちの環県民会議 プロジェクト活動応募用紙」によりプロジェクトの責任者名、プロジェクト名、プロジェクト期間、概要、連携先、経費等を会長に提出する。

３　プロジェクトの期間は承認日から３年以内とする。

４　プロジェクトは２の期間に限らず、年度ごとに活動と費用等の実績報告書を会長に提出する。

５　プロジェクトの終了時には、「別紙2 とちの環県民会議 プロジェクト活動完了報告書」を会長に提出する。

６　プロジェクトの内容、経費を変更するときは、軽微なものを除き「別紙3 とちの環県民会議 プロジェクト活動変更協議書」によりあらかじめ会長に協議するものとする。

（プロジェクトリーダー）

第３条　前条のプロジェクトには責任者を１名置き、運営委員会の選任を経てプロジェクトリーダー（以下「リーダー」という。）として、運営委員会に参画する。

２　リーダーは、プロジェクトの進捗を管理する。併せて領収書等の根拠書類等を管理し経費の責任を負うものとする。

３　リーダーは、プロジェクトの進捗状況報告書を、運営委員会前にコーディネーターに提出するとともに、運営委員会において報告する。

（プロジェクトコーディネーター）

第４条　年度ごとに、リーダーの中から全体マネジメントを行うコーディネーターを１名互選する。

２　コーディネーターは、各プロジェクトの進捗を管理し、会長から求めがあったときは、進捗報告書を会長に提出する。

（プロジェクトに係る経費）

第５条　年間プロジェクトの実施数は、年度ごとに換算した予算範囲内とする。

２　各プロジェクトに係る経費は活動に直接かかる以下の費用のみとし、原則として単価20,000円以内のものとする。

　　諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、雑役務費、使用料及び賃借料、消耗品費

３　プロジェクトで製作、購入した物品等はとちの環県民会議に帰属する。

附　則

１　この要領は、令和４年５月27日から施行する。